

■論文題目	課徴金制度と二重処罰の考察		
■氏名(学籍番号)	牧野華威(0412023309)		
■指導教員	伊藤浩紀	■所属コース	法律・行政コース
■キーワード	課徴金	憲法 39 条	二重処罰

はじめに

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「独占禁止法」という。）や金融商品取引法（以下、「金商法」という。）には、課徴金という行政上の措置を講ずる制度が定められている。課徴金制度は、主にインサイダー取引やカルテルなどの違反行為に対し、一定の金銭の納付を命じるものである。課徴金は、当初は違反行為に対する「利得の吐出し」を目的として、それほど高額でない額が設定されたが、現在では、「利得相当額の吐出し」という説明が困難な程度にまで高額化した。また、課徴金の対象となる違反行為に対し刑事罰が合わせて科される場合がある。これについて、判例・通説は、二重処罰の禁止（憲法 39 条）に抵触しないという立場をとってきた。しかし、高額化した課徴金制度の現状に鑑みると、課徴金と刑事罰の両方を課（科）すことは憲法 39 条に違反しないか、再検討されるべきであると思われる。このような問題意識のもと、本稿は、判例・通説の立場を見直すことを視野に、課徴金制度の在り方を考察した。

1 章 課徴金制度とは

課徴金制度は、カルテルによる経済的利得を国が徴収することで、違反行為者の利得吐出しを通じ、違反行為の抑止を図るため、昭和 52 年の独占禁止法改正により導入された。同改正前における行政上の措置は、カルテルを破棄し、競争を回復するために必要となる措置を命じ得るにとどまっていたため、カルテルに対する抑止効果としては不十分であった。そこで、刑事手続を待つことなく、行政上の措置としてもカルテル防止の実効性を確保するために設立された制度である。また、平成 17 年には、証券取引法（現金商法）にも課徴金制度が導入された。金商法における課徴金制度は、投資者保護の観点からエンフォースメントの強化の一環で導入されたものであるが、独占禁止法と同様、違反行為者の利得吐出しを通じた違反行為の抑止が期待されている。

2 章 問題点

既述のように、課徴金の対象となる違反行為について、刑事罰が合わせて科される場合がある。この場合、憲法 39 条の二重処罰に当たるおそれがある。同条は、必要を超えて処罰を受けることのない権利を保護する目的で、二重処罰を禁止することを定めたものである。判例・通説は、憲法 39 条が禁止する二重処罰は刑事上の制裁を対象としていること、課徴金は行政上の措置であり、実質的な制裁には該当しないこと等を理由に、刑事罰と課徴金の併科は二重処罰にあたらないと解してきた。しかし、現在の課徴金制度は、利得相当額の吐出しでは説明が困難な程度に高額な金銭的負担を科されうるため、従来判例・通説が合憲と解してきた時代とは状況が変化している。すなわち、単なる「行政上の措置」にとどまらない、制裁的性格を帯びる制度に変化したと考えられる。したがって、今日的には、課徴金と合わせて刑事罰を科すことは、憲法 39 条の目的に反する可能性がある。

3 章 問題の根拠

課徴金制度は、昭和 52 年の独占禁止法改正により導入された制度であり、昭和 21 年の憲法制定時には想定されていなかった制度である。そのため、この措置を含め、新たに刑事上の責任を含む違反行為に対する

制裁の在り方を考える必要がある。

課徴金制度では、罰金額の 2 分の 1 相当額が課徴金の額から控除される（独占禁止法第 7 条の 7 第 1 項ほか）。これは、二重処罰の問題に対する配慮であるとみることができる。また、罪刑均衡の原則（憲法 31 条）に対する配慮とも捉えられようが、この原則は刑事罰、課徴金のいずれか一方のみが課（科）される場合にも適用される原則であるため、両者が併科された場合にかぎり適用されると解することには疑問が残る。

4 章 具体事例

ところで、刑事罰と課徴金は、どのように使い分けられているのだろうか。ここでは、近時の事例として、①電力カルテル事件、②リニア談合事件を取り上げたい。①事件は、関西電力、中部電力、中国電力、九州電力の 4 社が他社の販売エリアでの営業を相互に自粛し、電力の価格を下げない旨の合意をしたとされる事件である。この事件では、総額で 1000 億を超える課徴金納付命令が出されたが、刑事訴追を受けた者はいない。これに対し、②事件では、リニア中央新幹線事業において、大成建設、鹿島建設、大林組、清水建設の 4 社が工事の入札額を調整したとされる事件である。この事件では、大成建設、鹿島建設の役員等が逮捕され、有罪判決を受けたほか、各 4 社に課徴金納付命令が出されている。①事件は、電力会社間の競争を制限し、電力の価格を維持することで多くの消費者の利益を損なったとみられる。また、②事件は、民間企業が発注主体である入札とはいえ、リニア中央新幹線事業に係る建設費用に対し財政投融资から多額の貸付けが行われている実態に鑑みると、納税者の利益に反する行為であると考えられる。いずれの事件も、国民経済に及ぼす影響が大きいが、①事件は課徴金納付命令にとどまり、②事件は刑事責任も追及されているように、刑事罰と課徴金の使い分けは、明確な基準をもとに行われているとはいえないのが現状である。

5 章 解決案

以上より、私見としては、課徴金と刑事罰が併科されることが問題であるとする。そこで、とりうる解決案として、①刑事罰一本化、②課徴金一本化、③刑事罰、課徴金の使い分けの 3 つを検討したところ、②が最も適当であるという結論に至った。①については、刑事手続は厳格な手続が定められるため、立証が困難な事例が少なくない、カルテルやインサイダー取引等の違反行為の抑止には繋がらないおそれがある。また、罰金は、課徴金と比較すると徴収できる金額が少なく、利得相当額の吐出しは期待しにくい。③については、その基準の設定は困難である。このように①および③については、問題点が少なくないため、これらを採用することは現実的ではない。これに対し、課徴金一本化の場合には、経済力のある企業に対する違反行為の抑止力については疑問の余地はあるものの、課徴金額の増額によって抑止力の向上を図ることが期待できると考えられる。また、課徴金の対象となる違反行為は利得を目的とした経済事犯が多いことに鑑みると、経済事犯には金銭的な制裁を加えることが違反行為の効果的な抑止に寄与するだろう。

今後の展望

本稿では、刑罰と課徴金の併科を廃止することで、課徴金制度の在り方について、主に二重処罰の問題の解決に対する取り組みの考察をした。課徴金一本化を採用する場合であっても、課徴金を課す基準やその額の算定方法、行政機関が明確な理由もなく多額の課徴金を課すおそれがあるなどの課題は、なお解決されていない。これらの課題については、現在の課徴金納付命令取消訴訟等の制度に関する考察を行い、改善を重ねることで、制度の実現に繋げるべきであるとする。